

M E L ジャパン 生産段階取得漁業 概要

(宗谷さけ定置漁業)

I. 申請者

名 称：北海道定置漁業協会宗谷支部
代 表 者：佐藤 勝治
所 在 地：北海道枝幸郡 枝幸町幸町 1 番地
事業内容：サケ定置網漁業（9－12 月秋鮭定置 51 統）

II. 申請された漁業の概要

・ 認証対象魚種：表 1 のとおり

表 1 認証対象魚種

サケ (<i>Oncorhynchus keta</i>)	サクラマス (<i>Oncorhynchus masou masou</i>)
キングサーモン (<i>Oncorhynchus tshawytscha</i>)	ギンザケ (<i>Oncorhynchus kisutch</i>)
ベニザケ (<i>Oncorhynchus nerka</i>)	カラフトマス (<i>Oncorhynchus gorbuscha</i>)
スルメイカ (<i>Todarodes pacificus</i>)	メガネカスベ (<i>Raja pulchra</i>) (北海道地方名 マカスベ)
ブリ (<i>Seriola quinqueradiata</i>)	イシガレイ (<i>Kareius bicoloratus</i>)
ヒラメ (<i>Paralichthys olivaceus</i>)	クロガシラガレイ (<i>Pleuronectes schrenki</i>)
スナガレイ (<i>Limanda punctatissima</i>)	マガレイ (<i>Pleuronectes yokohamae</i>)
マフグ (<i>Takifugu porphyreus</i>)	クロソイ (<i>Sebastes zonatusschlegelii</i>)
ボラ (<i>Mugil cephalus cephalus</i>)	その他の少量漁獲魚種

- ・ 漁獲の方法： 定置網（サケ定置網）
- ・ 漁業種類： 定置漁業（さけ定置漁業）
- ・ 漁 場： 北海道宗谷支部管内（稚内、宗谷、猿払、頓別及び枝幸漁協管内海域）
- ・ 認証対象者： 北海道定置漁業協会宗谷支部（所属定置網 51 統）

III. 審査開始

2013 年 8 月 7 日から開始

IV. 当該地域の社会的特徴

宗谷地域は、我が国最北辺の地で、宗谷海峡を挟んで旧樺太を望む日本海側の稚内から宗谷岬を経て東岸のオホーツク海に面する猿払、頓別、枝幸に繋がる、ほぼ長崎県や京都府の面積に匹敵する広さに広がる。地政学的には、森林の少ない低山性の丘陵と荒野が広がる寒冷な厳しい風土の大地である。人口約 73 千人で、産業的には酪農と水産が大きな比重を占めている。水産業が営まれ

る海域は、宗谷海峡を挟む日本海とオホーツク海に広がる。宗谷海峡の最狭部は、宗谷岬と樺太南端の間で約 45km であり、水深は 40~50m と浅いため、潮流は早い。日本海を北上した対馬暖流は、その大半が津軽海峡から太平洋へ流出し、残りは北海道西岸沿いに北上し、大部分が宗谷海峡を通過してオホーツク海へ流入、宗谷暖流と名を変える。宗谷暖流は、春季~秋季にかけて比較的早い南東流、冬季は緩い北西流となる。図 1 に示す海底地形から分かるように稚内~宗谷沿岸は比較的平坦な海底が広がり、オホーツク海に面する猿払~枝幸沿岸は岸に平行した暖傾斜面が広がる。漁業の主要魚種は海域により大きく異なり、オホーツク海側はホタテガイ、サケ、ケガニ、日本海側はナマコ、コンブ、ホッケと海の幸に恵まれている。

明治以降、入植、開拓が行われるも、湿地帯が広がる痩せた土地や寒冷な気候は稲作、畑作等には適さず、離農者が相次いだ。こうした事情などから、集落らしい集落は各町内の漁港近くに見られる程度であり、大部分は酪農地、荒涼とした原野、湿地、沼などである。特に、冬季、1月中旬から下旬には、オホーツク海沿岸に流氷が到来し、おおむね 3 月末頃の海明けまで、海岸に接岸し

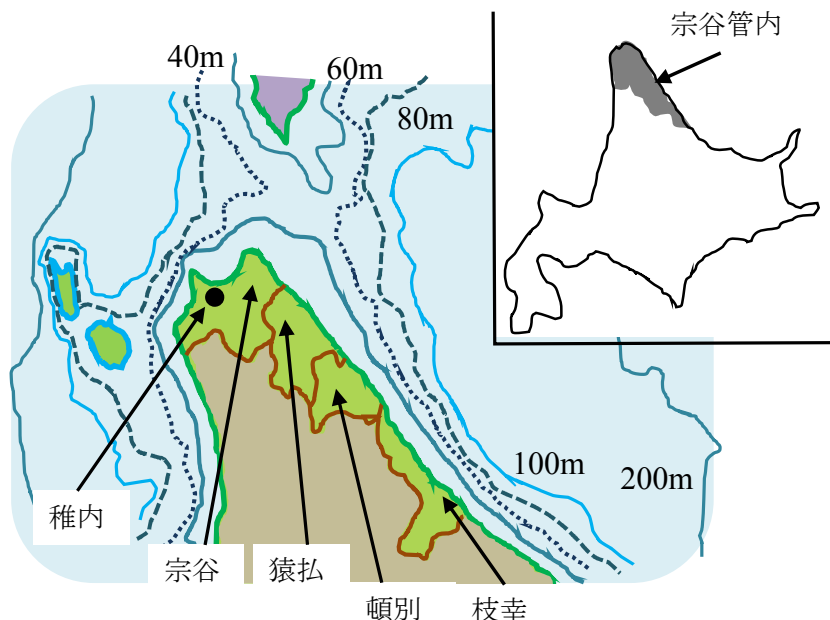


図 1 宗谷管内と稚内、宗谷、猿払、頓別及び枝幸（行政区域）

たり近海に去ったりを繰り返しながら、沿岸を覆う。流氷の時期、とくに接岸して水面が完全に隠れるようになると、氷原の様相を呈し、陸地部分の気温も一段と下がる。こうした自然条件の下で漁業は、江戸時代後期から明治期にかけてニシン漁が盛んであったが、次第に資源が枯渇した。その後、漁場の育成や孵化・育成などを行い、漁業規制を設けるなどした結果、ホタテガイ、ケガニ、タラバガニ、サケ、マスなどが豊富にとれるようになった。

特に、この地域の中で猿払漁協は、所属している漁業者の熱意と努力で 1960 年代まで貧困に喘ぐ過疎の村を 10 年かけてホタテの保護・管理により自然の活力を生かした育成を図り、日本一の天

然ホタテ漁業の生産地にした歴史と実績を持つ。このような自然を生かした資源の保護・管理が漁業の根幹であることが漁業者の共通した認識となっている。

V. 漁業の概要

1. 管理体制と資源管理

(1) 漁業許可の取得審査

申請者の 51 統の各定置網は、北海道知事の「定置網漁業権」を取得しており、使用漁船も許可証を保有している。この定置漁業権は、5 年毎に道により資格審査を受け、道の策定する漁場計画に沿って更新されている。漁業権取得・更新は、取得者の適格性について、各漁業協同組合及び北海道において、法律、規則に従って実施され、道の定める漁場計画に沿って、募集・審査が行われ適正に付与されている。

- ・サケ定置の操業許可は 7 月から 12 月であるが、実操業は海区漁業調整委員会での決定や漁業者間の話合いなどから従前より毎年 9 月から 12 月である。地区によってより細かな漁業規制も行っている。
- ・申請者に所属する各定置漁業者の漁獲量・漁船動向は、それぞれが所属している各漁業協同組合に把握されている。

(2) 漁業の実態

各定置網漁業は、多少の違いはあるが、網型、網構造及び操業方法等も基本的に同じである。これら定置網漁業の共通する基本的な実態について説明する。

① 定置網（底層型）

当該漁業は沿岸域に大規模な囲い網を設置し、網構造によって袋（箱）網と呼ばれる部分に誘導された魚を漁獲する漁法である。定置網漁業は魚群を待つて漁獲する受動的な漁法であるため、魚を取り尽くすことのない、沿岸に来遊する魚類種を選び好みなく漁獲する、資源に「優しい漁業」と言われている。

基本的に魚はまず陸側から沖側に向けた長さ 500~600mの垣網（垣根状の網）により、その沖側に設置された運動場と呼ばれる囲い網内に誘導され入網する。その後、運動場に隣接する仕切網へ入り、再にもその先に取り付けられた漏斗網を通過して魚を取り揚げる袋網へ誘導される（図 2）。このような構造の網が陸側から沖側へ 1~3 組が重ねられて(1~3 階建て) 1 カ統を形成している。

② 操業～水揚げ

定置漁業は、沖合に設置された定置網に来遊する魚群が入網するのを待つて漁獲する受動的な漁法である。揚網漁船規模は約 20 トンで 10 人前後の乗組員が乗り込む。網起こしは早朝、揚網漁船 1 隻で行うが、予備船を使用することもある。

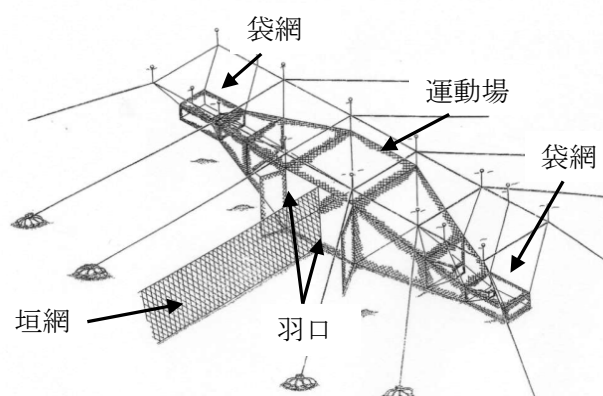


図 2 代表的な底層定置網

揚網は、運動場～中溜り網部分に船を乗り入れ、網吊綱を持ち上げて船に留め、袋網の張り綱を緩めて、袋網を舷側へ手繰り寄せる。袋網を開き、沖側をデリックで吊上げて、網内の魚をクレーンで吊り下げた大きなタモ網（モッコ）を使って船上へ掬い揚げる（図3）。漁獲されたサケなどは鮮度を保つために海水氷の魚艙に收容して魚市場岸壁へ速やかに運ばれる。

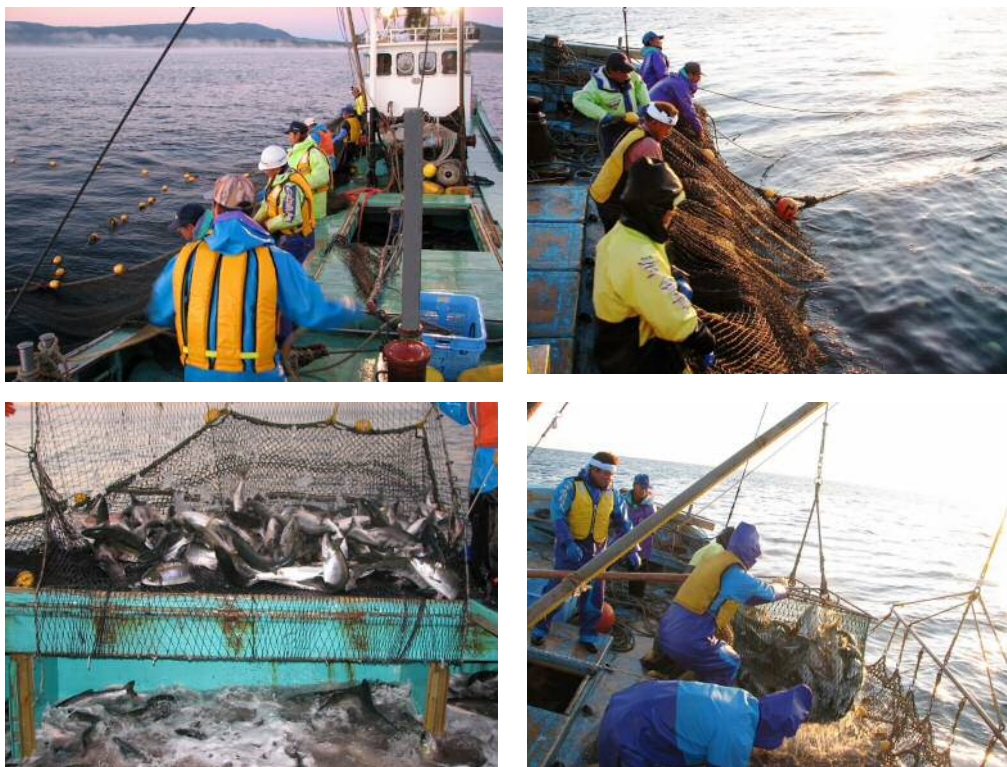


図3 秋さけ定置網の操業

③ 漁獲状況

申請者の北海道定置漁業協会宗谷支部に所属する定置網は、稚内漁協～枝幸漁協管内に 51 統が設置・営まれている。各漁協の定置部会との面談調査及び、各定置網の 2004 年度～2013 年度の 10 年間の網別魚種別漁獲データを整理すると次のようになる。

- ・漁獲データから漁獲魚種の組成は、92%がサケと、漁獲量のほとんどを占めている。その他の漁獲魚種では、ブリ 3.3%、スルメイカ 2.8%が続き、残りは極めて少数種の魚介により占められている（図4）。

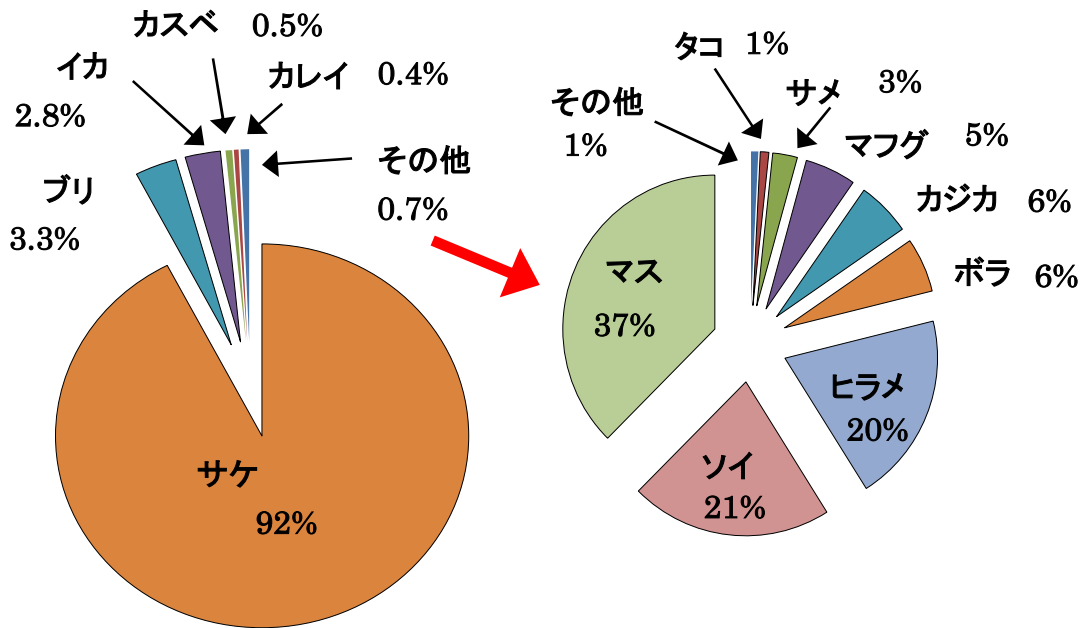


図 4 宗谷管内の秋サケ定置網漁獲の魚種組成

- ・漁獲の主体となるサケの 1 統平均の漁獲量は、平均約 141 トン（81 トン～186 トン）で、周期性の伺える変動が繰り返されているが、ほぼ安定していることが分かる（図 5）。
- ・その他の認証対象魚種の漁獲量は、いずれもわずかであり、国、北海道及び漁業者自らの参画する資源管理対象魚種として、資源管理が積極的に行われている。

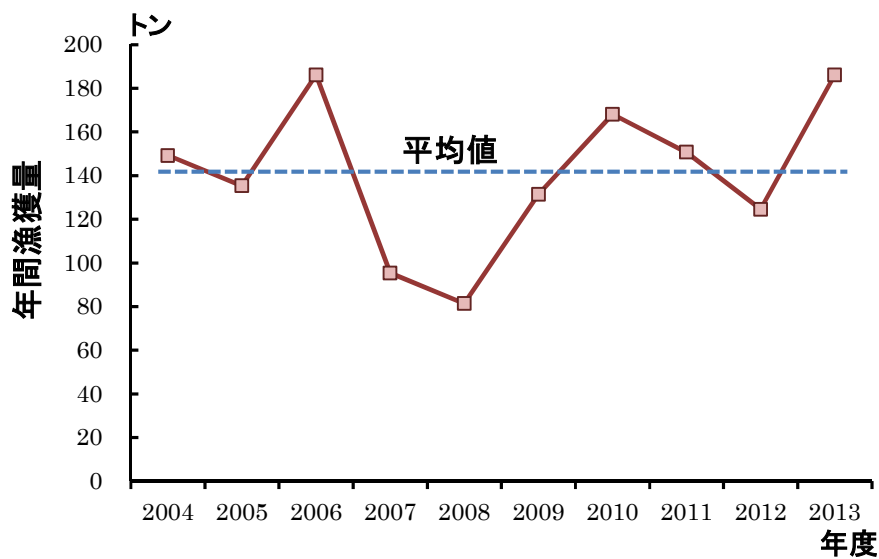


図 5 宗谷管内の秋サケ定置網 1 統の年間平均漁獲量の推移

表 2 サケ類を除く主な漁獲魚種の 10 年間の漁獲量の変化
(猿払・頓別・枝幸の定置網 30 統のデータより)

kg

年度	ブリ	スルメイカ	カスベ	カレイ	マス
2004	0.3	3364.1	271.8	134.1	435.7
2005	671.4	88.0	891.8	156.8	479.9
2006	3.2	110.8	674.2	256.3	1110.5
2007	1.5	423.5	239.2	291.4	2111.9
2008	0.0	79.1	215.4	450.5	1233.1
2009	29.1	169.5	655.3	369.4	1390.2
2010	1029.8	5522.8	1794.5	1085.0	457.1
2011	2780.1	15238.0	480.9	287.9	636.5
2012	8462.0	250.1	614.3	1357.4	365.2
2013	5959.8	9776.4	716.4	682.9	261.7

年度	クロソイ	ヒラメ	ボラ	カジカ	マフグ
2004	9.9	38.8	34.5	18.9	1.8
2005	24.6	52.4	101.3	5.1	13.7
2006	120.2	38.6	14.0	11.6	748.2
2007	16.6	62.0	218.4	13.9	6.1
2008	24.0	36.7	26.0	20.2	10.8
2009	37.4	48.1	89.1	57.5	20.5
2010	185.1	139.6	38.2	123.1	20.0
2011	38.6	161.4	109.5	27.0	38.2
2012	639.1	829.8	135.1	250.6	110.6
2013	81.8	36.9	147.4	32.4	99.9

(3) 資源に関する規制、取決め等の遵守

漁獲の主体魚種は、国際漁業資源魚種である、サケ・マス類である。サケ・マス類は、遡河性魚類であり、国際海洋法に基づいて関係国により国際的に管理が行われている。1991年に日・米・加・露の4ヶ国間で結ばれた「北太平洋における溯河性魚類の系群保全のための条約」において、加盟国は自国の資源に対する権利と同時に、北太平洋生態系の秩序を保全する義務を負っている。具体的な資源の管理については、関係国による北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）及び日ロ漁業合同委員会等で検討され、孵化放流を主体とした様々な方策が実施されている。北海道内でのサ

ケ・マス類の孵化放流は、増殖事業として、国、北海道の指導を受け、北海道サケ・マス増殖事業協会、管内サケ・マス増殖事業協会（9 地区）、市町村、漁業協同組合が連携して実施している。各定置網漁業者は所属している各漁業協同組合及び宗谷管内サケ・マス増殖事業協会へ漁獲高割負担金を支払い事業の推進・達成を図っている。

その他の魚種についても、北海道、北海道漁業協同組合連合会、宗谷管内各漁業協同組合の指示や指導を守り定置漁業が操業されている。

北海道が、漁業権取得者の適格性審査を実施しており、取得後の実施状況についても調査・検査を行っている。また、所属している漁業協同組合は地域共同体のベースとして権利の執行や監視に責任を持っており、所謂「とも詮議」が働く地域社会を構築しているため、違反に対する抑制力は強力であり、監視は十分に担保されている。

水揚げは所属する漁協魚市場で、地域他漁業者がいる中で作業は行われる、関係者皆顔見知りであり、いわゆる「とも詮議」が働く中で取引がされているので正確に水揚量は把握されている。

(4) 関係者への啓発・普及活動

我が国の資源管理は国、都道府県の公的機関による公的管理、入り口規制、許可、権利及び出口規制、漁獲規制がある。更に都道府県、漁業協同組合などによる漁業者自らが担う自主的管理により、漁業の管理が達成されている。調査・研究面では、国の独立行政法人水産総合研究センター、都道府県の水産技術センター（試験場）。また、さけ・ますについては、独立行政法人水産総合研究センターさけますセンター・道及び公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会（各定置漁業者も所属している）の協力体制のもとで孵化放流により増殖体制が確立しており、増殖施設については、現在官民あわせて 17 施設が整備されている。これら組織が有機的に連携、協力して、漁業者自らも参画して資源管理を推進している。従って、申請者の各定置漁業者は、直接所属する各漁業協同組合及び権利（許可）付与者の都道府県を主とした公的管理指導と漁業者自らが参画している漁業関係組織の指導を必要に応じて受けているので、資源管理制度及び体制については充分認識している。

(5) 資源管理の確立及びモニター

申請者の漁業者が営む各定置網漁場がある北海道では、漁業関係団体、道総研水産研究本部などで構成される北海道資源管理協議会を通じ、水産試験場と連携を図りながら、本道周辺海域の主要な水産資源の状況を調査するとともに、行政及び研究機関等で構成する「水産資源管理会議」において検討された主要 23 魚種（延べ 47 海域）の資源評価と管理方策を「北海道水産資源管理マニュアル」として取りまとめ、漁協や漁業者等へ周知し、資源管理を促進している。また、これ以外の魚種に関してもホッキガイやナマコなど地域単位での資源評価や推定などが行われており、許容漁獲量の設定や操業期間など資源管理に生かされている。

漁獲の主体となるサケ（シロザケ）について、平成 25 年度国際漁業資源の現況を見ると、近年の資源状態は、図 6 に示すように稚魚放流数が 1960 ～ 1970 年代にかけて増加し、1980 年代か

ら約 18 ～ 20 億尾で安定している。2011 年の放流数は東日本大震災の影響で約 12 億尾に減少し、2012 年の放流数も被災したふ化場が復興途上のため近年の平均的な放流数を下回った。一方、成熟魚の来遊数（沿岸漁獲尾数と河川捕獲尾数の合計）は、1960 年代後半の約 500 万尾から

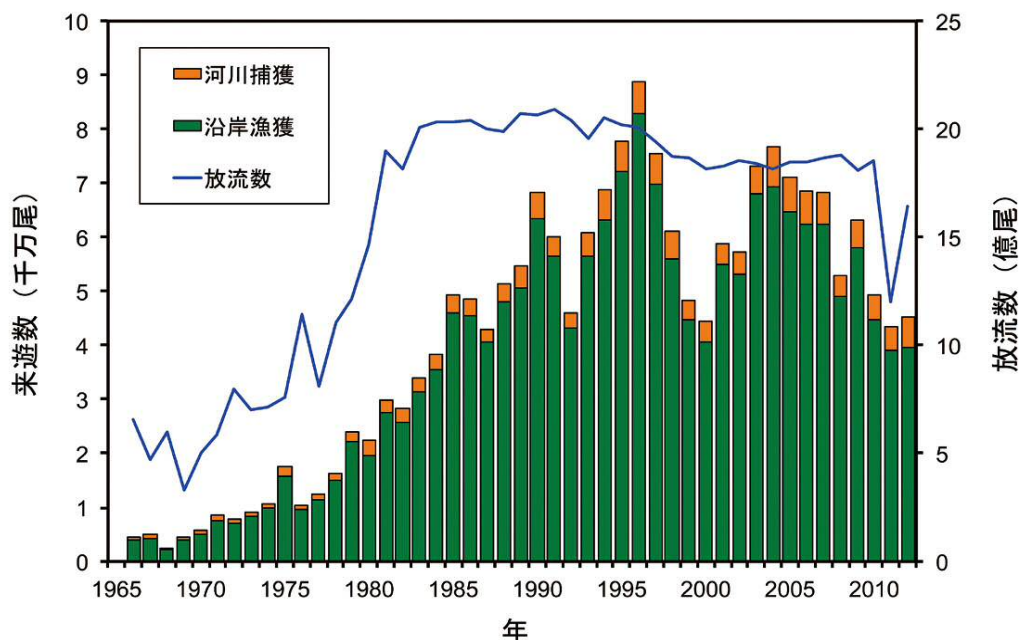


図 6 我が国のサケ稚魚放流数と漁獲量の経過

1990 年代には約 6,000 万尾と十数倍から数十倍に増加した。来遊資源は 2004 年から漸減傾向を示し、2010 年以降、全国の来遊数は 5,000 万尾を割り込んでいる。2011 年には 1990 年以降で最も少ない来遊を記録し、現在の資源水準は中位と判断できる。2014 年には、東日本大震災で被災した 2010 年級群が来遊の主群である 4 年魚として回帰する。

資源評価をまとめると、稚魚放流数は安定するが、東日本大震災の被災地域では近年の平均的な放流数を下回る。資源水準は中位であり、2014 年以降、東日本大震災で被災した年級群の回帰が本格化する。2011 年には 1990 年以降で最も少ない来遊数を記録したが、その後やや回復の兆しが見られる。これらのことから、資源管理方策としては、現在の資源水準を維持することが管理目標となるので、稚魚放流数・産卵親魚数一定方策が適切である。推定回帰尾数と必要親魚数の差が漁獲可能量となる。

北海道のサケ定置網漁業は、資源や生態系への影響に配慮しつつ、計画的な資源づくりと管理体制により発展を遂げてきた。サケの増殖事業は 1880 年頃から始まったが、1970 年頃までは放流数が増えても来遊数は 1 千万尾以下の時代が続いた。しかし、1970 年以降はそれまでの無給餌で 0.4 グラムのサイズで放流していたものを、餌を与え大きくして放流することにより来遊数が急増した。近年は約 10 億尾のサケ稚魚を 1 グラム前後で放流し、海洋環境の影響等で変動があるものの 3 千万尾から 6 千万尾の来遊がみられる（図 7）。

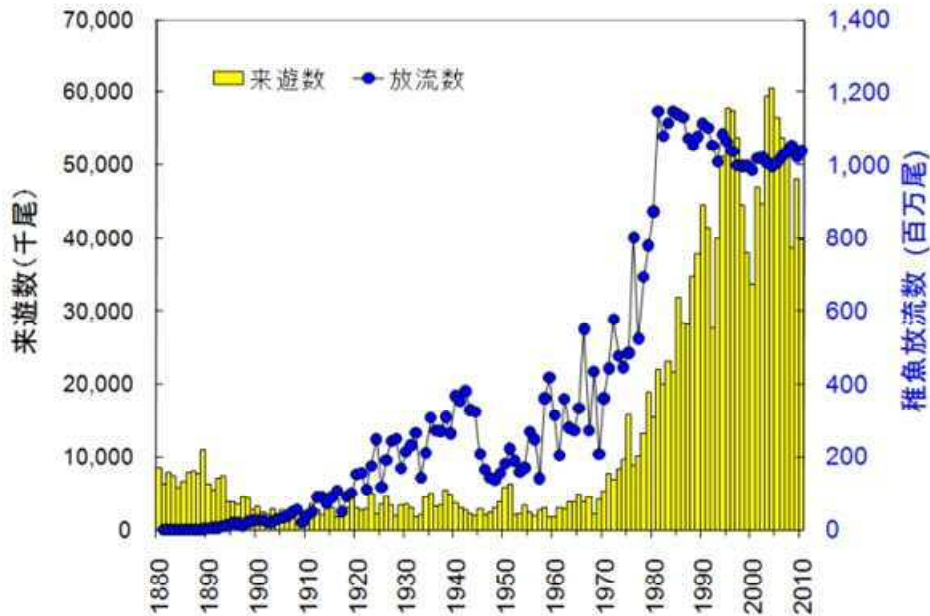


図7 北海道におけるサケの来遊数と稚魚放流尾数の経緯

北海道定置漁業協会宗谷支部に所属する各定置網漁業（者）は、公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会（一般社団法人 宗谷管内さけ・ます増殖事業協会）の正会員であり、さけ・ますふ化放流事業・増殖施設整備事業・河川環境保全事業等に必要な経費を負担している。

（一社）宗谷管内さけ・ます増殖事業協会は、毎年策定される海區別さけ・ます親魚捕獲採卵及び放流計画に沿って、管内の孵化場でサケ類の人工孵化を実施する。協会は、管内に11 孵化施設（図8）を持ち、管内河川に遡上した親魚サケから採卵・孵化を行い、育成した稚魚を管内の各漁協へ配布し放流する。宗谷管内のサケ稚魚放流尾数の変化は、図9 に示す通り、6～7 千万尾の稚魚を毎年放流している。各定置網漁業者は、遡上する親魚確保のため、定置漁具の設置を日本海側より枝幸側を漁協毎に遅らせる措置を取っている。また、各定置網漁業者とともに増殖事業に積極的に協力して河川の維持管理、親魚採捕、稚魚放流に参加している。



図8 中頓別孵化場（外観と内部）

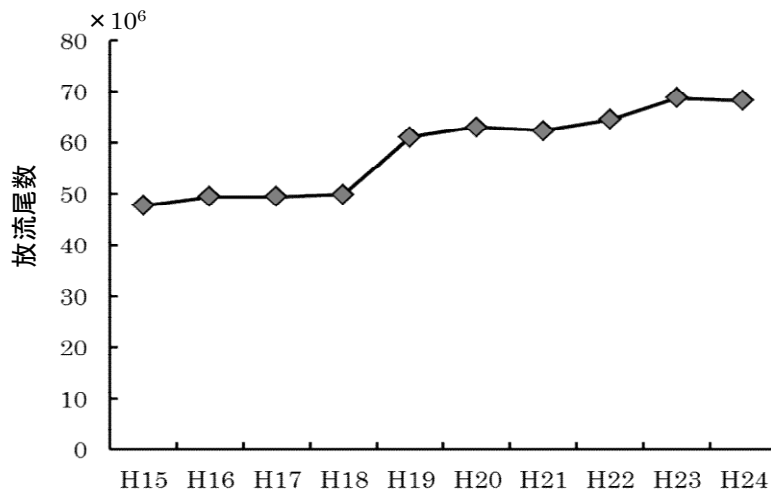


図9 宗谷管内におけるサケ稚魚放流尾数の経緯

サケ定置網で漁獲される魚種の中でサケ類に次ぐ漁獲を占めるブリ、スルメイカは、国、北海道において資源管理対象種であり、毎年資源評価に応じた管理対策が講じられている。ブリ資源評価は、「現段階では、2009～2012年の加入量が過去と比較して多いと考え、定置網による漁獲量から資源水準は高位と判断。近年の資源量から資源動向は増加と判断され、資源水準に見合った漁獲を行うことを管理目標とした。」とされる。また、スルメイカは、「1990年代の平均資源量は108.7万トン(中位水準と高位水準の境界)、2000年前後には主に150万～200万トンとなった。その後、資源量はやや低下し、2003年以降は概ね100万～150万トンの水準にある。2013年の資源水準は高位、動向は減少で、2014年以降も好適な環境における資源量水準が期待される。」とされる。

さらに、残りの漁獲魚種は漁獲総量の数%以下の極めて少量であり、資源量については、国・北海道で把握されており、国が実施している資源評価で、危険水準の魚種は見当たらない。

資源管理体制は、基本的に公的な国及び都道府県と漁業者が所属する地域の漁業協同組合及び国及び都道府県段階の漁業団体(連合会等)、更に地域レベルの「海区漁業調整委員会」、広域海区レベルの「広域漁業調整委員会」により構成されている。これらの組織は、毎月～毎年段階で定期的に会議が開催されて、管理体制を含め資源管理が推進されている。

(6) 記録の保管及び外部公表

各定置漁業者の水揚げ資料(漁獲成績報告書)は、所属している各漁業協同組合において、整理され、過去5年以上遡って記録が保管されている。これら水揚げ資料は、漁獲成績として、漁業協同組合単位で北海道宗谷支庁へ報告され、これが集計され北海道(庁)として整理されている。更に、サケ・マス類については(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会等へも報告されて、資源維持管理に活用され、記録として保管されている。

北海道では、行政及び研究機関等で構成する「水産資源管理会議」において検討された主要 23 魚種（延べ 47 海域）の資源評価と管理方策を「北海道水産資源管理マニュアル」として取りまとめ、漁協や漁業者等へ周知し、資源管理の啓発を行っている。

また、サケ・マス類の沿岸来遊数は、独立行政法人水産総合研究センターのホームページ（さけます情報）、北海道のホームページで公開されている。また、さけ・ます採捕採卵事業及びふ化放流事業のデータ等は、各定置網漁業（者）も所属している、（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会宗谷支部で作成・公表している。

2. 生態系への配慮

(1) 資源の生態学的視点からの研究

日本沿岸域でのサケ・マス類資源の生態学的視点からの研究は、独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所が調査・研究を実施しており、北海道沿岸域での調査・研究は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場が調査・研究を実施している。特に、サケ・マスについては、遡河性魚類として母川国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国など多くの国が関心を有しており、河川及び海洋のその生態や回遊経路などについては各国の研究調査が重ねられ、膨大な科学的資料があり、関係国際会議（研究シンポ）なども開催されて連携した研究調査も実施されている。

認証（資源評価）対象魚種の内、スケトウダラ、マダラ、ホッケ、ヒラメ、スルメイカ、サンマ、マイワシ、サバ類（マサバ及びゴマサバ）については、北海道が詳細な資源評価を実施しており、それぞれの系群・海域を担当する水産試験場で調査・研究が実施されている。認証対象魚種の内、ヤリイカ、ブリ、キアンコウ、トラフグの 4 種については、独立行政法人水産総合研究センターが詳細な資源評価を実施しており、調査・研究が実施されている。

(2) 環境負荷軽減に対する取組み、調査

各定置網の操業現場は、港から極近く、使用する漁船で 15～30 分であり、操業及び通常の作業時間も 2～4 時間と短い。また、冬季 12 月～4 月は、流水期で漁船を陸上へ上架しているので、漁船から排出される廃棄物は殆ど無い。漁船に使われているエンジン（主機）は、法令を順守して整備されており、漁船の廃棄物の排出規制は充分遵守されている。当該区域は、汚染物質等の総量規制が行われている漁場でない。

(3) 環境保全への取組み

各定置網は、一般的な漁船漁業と異なり、港から操業現場まで極近く、15～30 分であり、操業及び通常の作業時間も 2～4 時間と短い。従って、海上投棄の対象となるゴミ類の発生も少なく、操業・作業中に生じたゴミ類は港に持ち替えられている。

毎年各漁協毎に管轄する海浜及び漁港の清掃、ゴミ回収が所属する漁業者により実施されている。各定置網漁場では、毎年漁具設置前に海底のゴミ或いは異物を調べて回収し、陸上処分している。

また、毎日の操業時に網に掛り引揚げられるゴミ類、流木類は船上に回収し陸上処分している。更に、毎日の操業で、陸上から流される、土砂類（赤土類）、ゴミ類（プラスチック製品類）及び牧畜系汚物類を観察しており、発見した場合は、所属する漁協が、近隣の河川上流で営む陸上企業や牧畜業者及び関係農業協同組合に申し入れ、関係者の協議で河川を通じて海へ流入する汚水、汚物、廃棄物等の排出を抑制或いは改善して、漁獲対象のサケ類の遡上する河川の環境保全及び海浜・海岸・沿岸海域の自然環境維持を図っている（各漁協で事例有）。

定置網は、漁場に合わせて設計され、許可された海域に漁具が設置されるので、必要のない放置或いは遺棄の対象となる漁具が生じることは無い。漁具は、毎年サケ漁期の9月前に設置され、12月に固定具（土俵等）を除く漁具は揚収される。放置あるいは遺棄漁具は発生しない。また、操業は、袋網（箱網）を操作するだけであるので、漁具の逸失や流失が発生する可能性は極めて少ない。網地の網糸が破損することはあるが、大きな漁具の破損、流失に発展することはない。台風及び急潮流等の自然現象の悪化で、漁具の逸失、流失が発生した場合は、網地、浮子（フロート）、ロープ類が絡みあって浮いているか、海底に沈んでいる。浮いている漁具は、簡単に回収可能であり、沈んでいる漁具も鉤ロープ類で探索、吊上げて回収する。回収された漁具は使えるものと使えないものに分けられて、定置網へ再利用或いは陸上廃棄場所（施設）へ搬送して廃棄処分される。廃棄場所は、各漁協、各漁港で定められ、毎月或いは年数回、集められて処分される。これら処分方法は各漁協の所属する市町村行政区域により、異なる。

なお、網漁具を新調した場合、一式一億円規模の経費が必要であり、逸失・流失漁具は積極的に回収する。この地区は流氷に12月～3月には海が覆われる。時には漁具も回収されている。このように自然環境に逆らわない定置網は、生物資源の保護にも寄与する漁業である。

(4) 無用な漁獲の軽減・回避

必要のない漁獲は、労力や経費の無駄につながるので、常に無用な漁獲の軽減・回避の努力がなされている。秋サケ定置網では、最終的に魚を汲み揚げる袋（箱網）の網目を約90mmと大きくして小型魚類が通過、逃げやすくしている。アジ類、サバ類だと、この目合いで全長約24cm以下の魚が通過できるので、無用な漁獲を防止するのに役立っている（図10）。当該海域では絶滅危惧種等の生物の入網は、極めて少ないと思われるが、野生生物の保護・解放には実績（イトウ、海獣類）もあり、十分な取り組みが準備されている。図11は、枝幸の定置網に入網したオットセイの解放のための活動を示す。また、管内の猿払川は、絶滅危惧種であるイトウの生息地域であり、近隣の定置網には、降海したイトウの幼魚が入網することが時々発生する。定置漁業者は、イトウの研究に協力するとともに、網に入ったイトウを解放している（図12）。

主漁獲対象魚種（資源評価対象生物）のサケ・マスについては、その生態学的な視点を含め、公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会が実質的活動主体となり、所属する各定置網漁業者の啓蒙、指導等の適切な措置を講じている。

サケ・マス孵化放流事業を推進している（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会は、1980年定置部会を分離し、「北海道さけ定置漁業協会」を設立。以後（一社）宗谷管内サケ・マス増殖事業協

会と連携し、さけ・ます増殖事業に必要な環境保全（生態系への配慮）対策として、各漁協単位で魚つきの森植樹活動を10年以上、毎年1,000本以上の植樹を実施している。



図10 袋網の網目合は90mm



図11 網に入ったオットセイの解放



図12 網に入った解放前のイトウ幼魚

北海道定置宗谷支部サケ定置網漁業認証のポイント（FAO ガイドライン、パラ28～32関連）

（1）管理システム

（考慮対象魚種及び生態系への影響に関しての管理がしっかりしているか？漁業者や地域の情報・知恵を含め適正な評価を考慮し管理しているか？）

さけ定置 51 統である。申請者は、北海道定置協会宗谷支部の会員であり、稚内、宗谷、猿払、頓別及び枝幸の各漁業協同組合員であり、それぞれの漁協の資格審査委員会を毎年受け、理事会・総会で承認されている。当定置網漁業は、漁業法での北海道知事の免許（定置漁業権）で、5 年毎に道の審査を受け漁場計画に沿って更新されている。実操業は9月から12月である。

来遊する魚群を受動的に取り上げる漁法である。サケ・マス類は、国際海洋法に基づき関係国により管理が行われ、自国の資源に対する権利と生態系を保全する義務がある。その他の魚種についても、北海道及び各漁協の指示を守り、道定置協会の連携の下で漁業が行われている。

担当当局は北海道で、漁業者・地域の情報や、道水産試験場の資源情報・評価を把握している。北海道宗谷振興局の指導も行われ、水揚げは定置網の近くの漁港にされており、取引の関係者皆顔見知りであり、正確に水揚量は把握されている。

（2）考慮対象魚種資源

（資源レベルは適当か？枯渇レベルに近い場合は回復させる管理をしているか？）

宗谷支部管内サケ定置網で漁獲される漁獲量は、周期性のある変動が繰り返されつつ、安定している。漁獲魚種は、92%がサケ類、ブリ 3%、スルメイカ 3%で、その他は十数種類の魚である。定置漁業のとしての特性として漁業資源に深刻な結果を与える漁獲は起こらない。今回の認証対象魚種の主なものは、サケ、サクラマス、キングサーモン、ギンザケ、ベニザケ、カラフトマス、スルメイカ、メガネカスベ（北海道地方名マカスベ）、ブリ、イシガレイ、ヒラメ、クロガシラガレイ、スナガレイ、マガレイ、マフグ、クロソイ、ボラであるが、その他の魚種も認証上に問題はない。

主対象のサケ類は、天然親魚から得られた卵に精子をふりかけ受精卵を得て、その受精卵を暗室に静置し、ふ化した稚魚に投じし、数グラム生長した稚魚を適時に放流し続けてきた。明治時代から百年以上続けられてきた国・都道府県・地方自治体そして漁業者が協力し合っのサケふ化放流事業の結果、1960年代以前の数十倍のさけの回帰が見られる。我が国全体のサケ（シロザケ）は、概ね18～20億尾の稚魚の放流が行われ、5,000～7,000万尾の回帰と高水準な資源となっている。国が実施している資源評価で、危険水準の魚種は漁獲しておらず、その他の魚種も、枯渇が問題になっている魚種はない。

MEL ジャパン認証後は、その資源の漁獲量や漁模様から資源変動について毎年継続的に現地審査を行い、データが積み重ねられて行く。

(3) 漁業が生態系に及ぼす重大な影響の考慮

(対象魚種以外の魚類資源の混獲し絶滅の危機にさらしていないか？その他の生態系に深刻な結果をもたらすと思われる悪影響ないか？悪影響がある場合、その対応策は？)

漁場はごく沿岸近くでの短時間の操業であり、漁船の燃料が少なくて済み、「環境に優しい漁法」である。定置漁業のとしての特性として漁業資源に深刻な結果を与える漁獲は起こらない。仮に絶滅危惧種が網に掛かっても、多くの場合は工夫と努力により、生かしたまま海に戻せる特性がある。定置漁業は、許可された海域に漁具を設置するもので、固定具（土俵等）を除き毎年漁具を揚収するので、放置・遺棄漁具は発生しない。漁協は、海でのゴミ投棄防止を呼び掛け、海浜清掃も行っている。漁業者の会合等で、道水産試験場漁業団体の資源や生態系に関する配慮等の説明も行なわれている。

北海道定置漁業協会宗谷支部サケ定置網漁業認証に関する管理の特長

さけ定置 51 統である。北海道知事の免許（定置漁業権）で、5 年毎に道の審査を受け漁場計画により操業は厳密に管理されている。

魚が来遊したら漁獲する受動的な漁法であり、来遊が多い場合は大量の漁獲が、来遊が少ない場合には魚は漁獲されず、資源管理を自律的に行っていると言える。定置漁法では、魚は取り上げられるまで網中で元気に生きており、希少な魚が混入した場合、魚種の特性や魚体サイズにより困難な場合もあるが、多くの場合は、工夫と努力により、生かしたまま海に戻すことができる特性を持った漁法である。

また、定置は沿岸近くに設置され、使用漁船の燃料消費も少なく「環境に優しい漁業」である。漁獲物のうち、サケ・マス類は、増殖活動も、漁業管理も進んだ結果、1960 年代以降回帰量は、1930 年代の十数倍から数十倍となっており、資源は高水準である。

北海道漁業協同組合連合会及び各漁業協同組合、北海道さけ・ます増殖事業協会、北海道定置漁業協会などが国・道の行政・調査研究機関と連携し、北海道連合海区調整委員会の場などを通じての議論を踏まえつつ、サケ資源維持に必要な親魚遡上実態、孵化仔魚の生残率及び回遊量等を勘案して弾力的に、サケ定置網の網入れ日や網揚げ日を地域毎に決定し、順守している。